



竹中前大臣と引継を行う伊藤大臣



職員に訓示を行う伊藤大臣

目次

【トピックス】

- 検査情報受付窓口の設置について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 「主要行における自己査定と検査結果との格差」について・・・・・・ 3
- 変額年金保険等に係る責任準備金積立ルール等改正の概要について・・・・・・ 4
- 「金融庁の1年（平成15事務年度版）」について・・・・・・・・・・・・ 7
- 電子政府利用促進への取組みについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

【海外通信】

- ワシントン雑感
世界銀行 理事 大久保 良夫・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

【金融ここが聞きたい!】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

【金融便利帳】

- 今月のキーワード：「初等中等教育段階における金融経済教育」・・・・・・ 15

【お知らせ】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

【9月の主な報道発表等】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

【トピックス】

検査情報受付窓口の設置について

金融庁では、利用者保護の確保、利用者利便の向上に関して、より一層深度ある検証を行う観点から、金融庁及び財務局において、検査を実施している金融機関名を公表し、当該金融機関に関する情報を広く一般から受け付ける「検査情報受付窓口」を設置しました。

提供された情報につきましては、当該検査のほか、次回検査や幅広く金融行政においても活用させていただきます。（受け付けた情報に関する照会や個別の取引に関する相談・仲裁等には応じることはできませんので、予めご承知おきください。）

検査実施中の金融機関は、金融庁及び財務局ウェブサイト（ホームページ）上に掲載しています。掲載している金融機関に関する情報をお持ちの方は、ウェブサイト上の注意事項をご確認の上、Eメール、ファックス（金融庁のみ）、郵送によりご連絡ください。

Eメール　： kensa.joho@fsa.go.jp

ファックス： 03-3506-6764

郵　　送： 〒100-8967　東京都千代田区霞ヶ関3-1-1中央合同庁舎4号館
金融庁検査局総務課　検査情報受付窓口

※ 検査情報受付窓口については、金融庁ホームページの「金融に関するご意見及び情報受付」から [「検査情報受付窓口」](#) にアクセスしてください。

「主要行における自己査定と検査結果との格差」について

主要行における自己査定と検査結果との格差については、金融再生プログラム（14年10月公表）において、集計ベースで公表することとされており、これまで2回（14年11月、15年9月）公表しています。

15検査事務年度（15年7月～16年6月）に実施した検査につきましても、集計ベースの結果を取りまとめ、去る9月16日に3回目の公表を行いました。

今回新たに公表したのは、3巡目を終えた11行の検査結果と、4巡目を終えた4行の検査結果をそれぞれ集計した数値です。貸出金分類額の増加率（乖離率）については、3巡目検査では5.5%で、2巡目検査（10.1%）から4.6ポイント改善し、4巡目検査では、4行平均5.9%となっています。また、償却引当額の増加率（乖離率）については、3巡目検査では13.9%で、2巡目検査（14.2%）から、0.3ポイント改善し、4巡目検査では、4行平均7.2%となっています。

このように、自己査定と検査結果の格差については、貸出金分類、償却引当額ともに、集計ベースで見ると、傾向として着実に縮小してきており、主要行においては、資産査定の厳格化への取組みが一定の成果をあげていると考えています。

今後ともこうした流れが、自己責任に基づく自己査定において着実に定着していくことが重要であり、そのためにも、当局として、引き続き検査において、厳正な検証を行って参りたいと考えています。

※ 主要行における自己査定と検査結果との格差について、詳しくは金融庁ホームページの「報道発表など」から[「主要行における自己査定と検査結果との格差について」](#)（平成16年9月16日）にアクセスしてください。

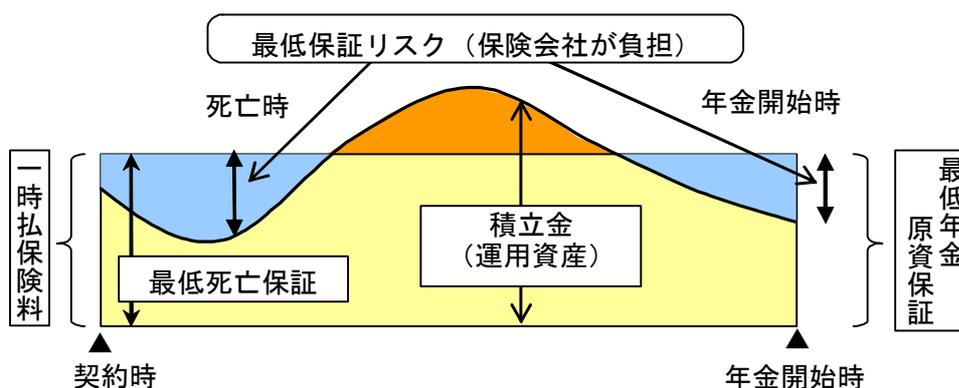
変額年金保険等に係る責任準備金積立ルール等改正の概要について

保険会社が販売している保険商品のうち変額年金保険等については、保険契約者が資産運用リスクを負っているものですが、一般的に死亡時又は年金開始時に元本相当の最低保証が付されていること等から、金融庁では、保有する最低保証リスクに対応した適切な責任準備金の積立等が行われるようルールを整備しました。このルール整備を行うに当たり、関係府令、告示の案について、平成 16 年 8 月 10 日から 9 月 9 日までパブリック・コメントを募集したうえで、10 月 21 日にその結果について公表し、翌 22 日に関係府令・告示について公布しました。

1. 変額年金保険等の商品性と契約動向

変額年金保険等は、資産運用成果が直接的に保険契約の積立金に反映されることから、保険契約者は運用資産の果実を享受できるとともに損失も負います。一方、商品としての魅力を高めるため、死亡時又は年金開始時に払込保険料相当額の最低保証が付されているのが一般的であり、これに対応する最低保証リスクは保険会社が負う仕組みとなっています。(図 1 参照)

【図 1】 変額年金保険の最低保証の例
(一時払保険料相当額を最低死亡保証及び最低年金原資保証をする場合)



- 最低死亡保証は、死亡時点における積立金が一時払保険料相当額（最低保証の額）を下回っている場合、積立金と一時払保険料相当額の差額を保険会社が負担するもの。
- 最低年金原資保証は、年金開始日前日の時点における積立金が一時払保険料相当額（最低保証の額）を下回っている場合、積立金と払込保険料相当額の差額を保険会社が負担するもの。

変額年金保険は平成 11 年から販売を開始し、平成 14 年 10 月の銀行窓販解禁を契機に販売量が拡大しており、平成 16 年 3 月末の保有契約高は 3 兆 1,634 億円に達しています。

2. 問題の所在と対応

これまで、この最低保証リスクに対する備えは、保険会社によって区々であり、統一的な積立ルールでないことから、ケースによっては不十分となっている可能性があります。最近の株価の動向からすると、これまでのところ、含み損といった問題は生じていないと考えられますが、保険契約の長期性や変額年金市場の拡大に伴う経営への影響等を勘案すれば、積立ルール等の整備を図ることは喫緊の課題となっていました。

このような問題認識から、保険会社において適切なリスク管理が行われ、将来の債務履行のために必要な積立が可能となるよう、日本アクチュアリー会の検討結果や関係各方面の御意見等（※）を参考として以下のような積立ルール等を整備しました。

- (※) 関係各方面の御意見等（パブリック・コメント）の結果については、金融庁ホームページの「パブリック・コメント」から[「変額年金保険等の最低保証リスクに係る責任準備金の積立等に関する内閣府令等」（案）に対するパブリックコメントの結果について」（平成16年10月21日）](#)にアクセスしてください。

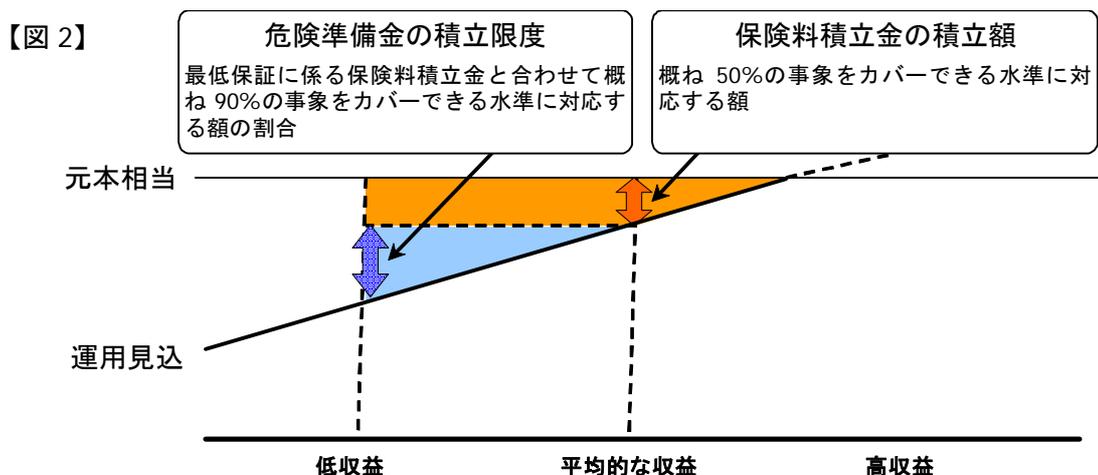
3. 積立ルール等の概要（保険業法施行規則第69条・第87条等改正の概要）

(1) 責任準備金及びソルベンシー・マージン基準の最低保証リスク額算出のルール化

- 標準的方式、あるいは代替的方式のいずれかの方式により最低保証リスク額の算出を行う。

- ・標準的方式： 最低保証リスク額を算出する際の計算基礎率である期待収益率及びボラティリティを、標準的なパラメータを使用し、標準的な計算式により算出（ソルベンシー・マージン基準上のリスク額は保証種類別に算出）する方式
- ・代替的方式： 全体としてのリスクカバー能力が標準的方式と同等であることを要件として、期待収益率及びボラティリティは必ずしも標準的なパラメータに拠らないものを使用する方式

- 最低保証リスクに対する責任準備金及びソルベンシー・マージン基準に対応する考え方は以下のとおり。（図2参照）



① 保険料積立金の積立ルール

- 最低保証リスクのうち、通常の予測されるリスクに対応するもの（概ね 50%の事象をカバーできる水準に対応するもの）を保険料積立金として積立。
- なお、払込保険料とその運用損益については、従来どおり保険料積立金として積立。
- この考え方は、標準的方式及び代替的方式に共通。

② 危険準備金の積立ルール

- 毎年、最低保証に係る収支残（最低保証のために必要となる保険料から最低保証のために支払われた保険金を差し引いたもの）以上の額を、危険準備金として積立。
- また、最低保証リスクのうち、通常の予測を超えるリスクに対応するもの（最低保証に係る保険料積立金と合わせて、概ね 90%の事象をカバーできる水準に対応するもの）として、保険料積立金の6%相当額を危険準備金の積立限度に設定。

③ ソルベンシー・マージン基準

- 責任準備金の積立ルールと整合的に、最低保証リスクのリスク相当額を設定。
- すなわち、現時点において通常の予測を超えて起こりうる価格変動によって生ずるリスクをカバー（最低保証に係る保険料積立金と合わせて、概ね 90%の事象をカバー）するために追加で積立が必要となる額を、標準的方式の場合は最低保証額の2%と評価して、また、代替的方式の場合は複数のシナリオ等に基づいたリスク評価によって、算出する。
- 併せて、解約返戻金相当額超過部分について、平成 17 年度以降、ソルベンシー・マージン総額への算入を認める予定。

(2) ディスクロージャー

最低保証リスクに関する評価について、責任準備金やソルベンシー・マージン基準上のリスク相当額の算出方法、その計算の前提及び使用したリスク計測モデルの正確性の検証結果等を開示。

4. 適用対象

保険料積立金に関するものは平成 17 年 4 月 1 日以降に締結する保険契約に適用します。危険準備金及びソルベンシー・マージン基準に関するものは過去の全ての保険契約を対象とし、平成 17 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用します。

なお、平成 17 年 3 月以前の保険契約については、平成 17 年度以降、毎決算期において保険料積立金が十分に積み立てているかどうかの分析（将来収支分析）を行い、不足額が認められれば必要な積み立てを行うこととなります。

「金融庁の1年（平成15事務年度版）」について

金融庁は、我が国の金融の安定を確保し、預金者、保険契約者、有価証券の投資者等の保護を図るとともに金融の円滑を図ることを任務として、透明かつ公正な行政を行っています。「金融庁の1年（平成15事務年度版）」は、こうした金融庁の平成15事務年度（15年7月～16年6月）における様々な取組みを、制度の企画立案・検査・監督の各般にわたって取りまとめたものです。

平成15事務年度は、構造改革の四本柱の一つである金融改革にとって、節目ともいえる年でした。金融システム安定・強化の観点からは、平成14年10月に策定した「金融再生プログラム」を着実に推進し、平成16年度末までに主要行の不良債権比率を平成14年3月期の半分程度に低下させるとの目標に向けて、不良債権問題の解決に努力するとともに、中小・地域金融機関について、リレーションシップバンキング（間柄重視の地域密着型金融）の機能強化等を進め、中小企業の再生と地域経済の活性化を図りました。

また、証券市場の構造改革と活性化を進める観点からは、誰もが投資しやすく、投資家からの信頼が得られ、効率的で競争力のある市場が構築されるよう、証券取引法等の改正をはじめとした様々な証券市場の基盤整備に努めました。

こうした取組みにより、主要行の不良債権比率は、平成14年度3月期の8.4%から平成16年3月期には5.2%まで低下し、「金融再生プログラム」の目標達成が目前となるなど、金融分野における構造改革の成果が確実に出てきました。

今後の金融行政においては、不良債権処理などリアクティブ（受け身）な問題から脱却し、よりプロアクティブ（前向き）な取組みとして、顧客ニーズに応じた最高水準の金融機能を提供できるようにしていくことが必要です。金融庁では、そのために、新たな金融行政のあり方について検討を行っていくことにしています。

「金融庁の1年（平成15事務年度版）」が、国民にとって、金融庁並びに金融行政に対する理解を深める一助となるとともに、今後の金融行政、金融システムのあり方について前向きな議論を共に進めるきっかけとなることを期待しています。

※ 本文等をご覧になりたい方は、金融庁ホームページの「報道発表など」から[「金融庁の1年（平成15事務年度版）について」（平成16年9月16日）](#)にアクセスしてください。

電子政府利用促進への取組みについて

電子政府とは、行政のあらゆる分野でコンピューターやネットワークなどの情報通信技術（IT）を活用することで、国民の皆様の手続きなどに係る負担を軽くしたり、効率化を図ったり、より使いやすく便利で効果的な政府を実現する取組みです。

現在、政府はその構築について推進しており、今年3月現在で、国の行政機関が扱う申請・届出等手続の96%について電子政府における利用が可能となりました。今年1月には公的個人認証サービスが開始されるなど、「基盤整備」は着実に進展しています。

今後は特に、この整備された基盤を活用し、いかに「利用促進」を図っていくかが重要な課題となっており、昨年7月に策定された「電子政府構築計画」においても「オンライン利用（電子政府における利用）については、我が国のインターネット普及率と同程度となるよう目指す」とされています。

電子政府の利用促進を図るためには、利用される方々の視点に立ったシステム整備、サービスの改善等とあわせて、各府省が緊密に連携協力していくことが不可欠です。今後は、利用者説明会の開催等、国民の皆様や事業者の皆様それぞれに応じた、効果的な広報普及活動の推進を実施していくよう取組みを進めて参ります。

なお、本年度は10月1日から10月7日を「電子政府利用促進週間」とし、その期間を中心に各府省で広報・普及に取組んできました。金融庁においても、この一環として、今後も電子政府の広報・普及活動等を効果的に実施していく予定です。

※ 電子政府の総合窓口であるe-Govについて、詳しくは「電子政府の総合窓口」<http://www.e-gov.go.jp/index.html> をご覧ください。

また、金融庁の電子政府「金融庁 電子申請・届出システム」について、詳しくは金融庁ホームページの「[電子申請・届出システム](#)」にアクセスしてください。

ワシントン雑感

世界銀行 理事

大久保 良夫

7月、米国ワシントンにある世界銀行（以下、世銀）に赴任しました。まだ赴任して3ヶ月ですが、金融庁で色々な方々と仕事が出来たことを感謝し、懐かしく思い出しています。ワシントンで勤務するのは3回目です。前は1993年の夏まで、世銀の隣のIMFでスタッフとして働いていました。今回、11年ぶりにワシントンに来て感じたことを記してみます。

1. 緑の芝生とコンクリートの壁



ワシントン郊外の景色は、11年前とほとんど変わっていません。木々がたくさん茂り、緑の芝生が広がり、リスが餌を探して走り回っている平和で開放的な風景です。しかし、良く見ると、多くの家が玄関や庭先や芝生に星条旗を飾っています。これは、2001年9月11日の同時多発テロ事件以来ということで、この事件がアメリカ人の心理に大きな影響を与えていることがわかります。

この事件の調査委員会は、今年7月「9月11日事件レポート」を公開しましたが、これはベスト・セラーになっています。空港警備、危機対応、諜報などについて、連邦政府、地方政府、関係当局や軍の体制上の問題点などを詳細に調査したものです。あのような事件を予見するのは難しく、防止する体制も十分でなかったことは明らかですが、対応体制を作るのは簡単ではありません。悲惨なテロ事件をどうやって防ぎ、安全で平和な社会を作っていくかは、米国のみならず国際的な課題であり、一国の枠組みにとらわれず、様々な意見の違いを乗り越えて解決策を探っていかなければならない問題です。テロ防止やマネー・ロンダリングなどの直接的課題への取り組みはもちろん、途上国の貧困の削減や若年層の大量失業などの解決も含めて、国際機関の果たす役割は大きく、世銀もこの課題への取り組みの大きな一翼を担っています。

8月1日には、世銀・IMFもそれぞれの本部の建物がテロの対象として狙われていたという情報が明らかになり、ワシントンではテロ警戒レベルも引き上げられました。それ以降、世銀本部を訪ねる人は手荷物を厳重にチェックされ、金属探知機を通して写真入りのバッジを貰わないと建物に入れないなどの措置が厳密に実施されています。また、建物の回りにもコンクリートの低い壁が作られ、自動車爆弾などに簡単に突っ込まれることがないように警備されています。駐車場に入る車も厳重にチェックされています。こうした警戒体制は、現在、日常のものとして受け入れられています。厳重な警戒体制が解かれ、コンクリートの壁が片付けられる日がいつ来るのか分かりません。

2. 電話が通じない!

日常生活で問題が生じると、会社を調べて電話します。請求書に誤りがある、名前や住所が違っている、ケーブルテレビがよく映らない、停電した(良くあるようです)、飛行機の出発時間を確かめたい、等々。ところが、電話に出るのは録音音声が多く、「ご用件が〇〇ならば1のボタンを、△△ならば2を、◇◇ならば3を押してください。」との声。自分の用件は△△だとして、2を押すと、「あなたの電話番号を入力してください。」との反応。慌てて入力し、間違えると、「市外局番から入力しなおしてください。」との返答。「あなたの入力した番号は〇〇ですね。正しければ1を、間違っていれば2を押して、もう一度入力し直してください。」1を押すと、「顧客サービスの質を確保するため、この電話はモニターされ、または録音されることがあります。」とのアナウンスが流れます。やっと会社の人と直接話せるかと思うと、「ただいま混み合っておりますので、しばらくお待ちください。。。」待つこと数分、ようやく相手が出てくるというような具合です。しかも、相手が出てくると、「ご用件は何ですか。あなたの電話番号は？」の繰り返し(さっき一生懸命入力したのに、)。それでも相手と話せるのは有難く、何とか用件を伝えて解決すれば本当に救われた気がします。日本でも最近自動電話対応が増えていますが、こんなに手間を取らせたり待たせたりしたら、日本人なら腹を立ててしまうことと思います。

しかし、面白い発見もあります。例えば、会社によっては、「英語の方は1のボタンを、スペイン語の方は2のボタンを押してください。」というアナウンスが流れ、その後すぐにスペイン語でメッセージが流れる場合があります。スペイン語を話す人が増えて、そういう人もできるだけ顧客に取り込みたいからでしょう。米国は英語の国というのは真実ですが、街中では純粹(?)な英語を話す人よりも、スペイン語など外国語なまりの人と話すほうが多いような気がします。スーパーマーケットのレジの人、クリーニング屋さん、床屋さん等々。スペイン語が上手い人は米国で全く不自由なくすごせるのではないのでしょうか。

自動電話対応が増えている背景には、電話対応体制の維持に伴う人件費の合理化に加え、サービスや料金体系の複雑化、訴訟の回避、電子メール・インターネットの普及などもあると思います。クレジット・カードもインターネットで申し込んだほうが早いと勧められました。電話口での確に質問に答えられる人を配置するには大変コストがかかる一方、インターネットで申し込めば、記録が明確に残り、業務に詳しい人がキチンと処理できるということなのでしょう。

ちなみに、電話に出てきた相手は、実はインドで働いている人ではないですか、と教えてくれた人がいました。通信費が安くなっているので、コールセンターを外国に移してしまっただけコストを節約している会社もあるのです。英語を話す人がいるのなら電話対応はどこでも良いわけです。お客さんは、知らないうちに国際電話をかけているのかも知れません。

3. 日本食は健康に良い!

ワシントンでは、日本食が一層定着してきました。私のすんでいるベセスダという小さな街にも、日本レストランは少なくとも8件あります。世銀のキャフェテリアでも寿司が食べられます。日本レストランでは、日本人よりも外国人のほうが多く、トム・クルーズに似た人も上手にお箸を使っています。お寿司のみならず、松花堂弁当をメインにしたしゃれたレストランや、持ち帰り寿司や惣菜などを売っている店も増えました。先日、普通のスーパーでお寿司の盛り合わせを売っているのを見つけたのには大いに驚きました。郊外の大きなショッピング・モールの食堂にも日本食のカウンターがあります。鉢巻をした店員は東洋系の人でした。

日本食は低カロリーで健康に良い、長寿にも良いというイメージもあるでしょうが、何といてもその美味しさが確実に理解されているためでしょう。日本食が好きなことと日本が好きなこととは違うでしょうが、日本人として、こういう風景を見るのは悪い気はしません。米国で「カリフォルニア巻き」が誕生したように、様々な日本料理が、外国の風土のなかで、新しいメニューに転

化していき、さらにおいしいものが生まれる可能性もあるでしょう。「最初のデートのときには寿司には行かない。」という人が3割いる、との新聞記事がありましたし、本物のトム・クルーズは日本食を好きなのかどうか、私は良く知りませんが、多様な食事の文化をお互いに自然に受け入れていく動きは確実に広がっているようです。「最近の米国では『日本』が話題になっていない。」という人もいますが、体制が似ているヨーロッパの国も同じ程度かもしれません。日本食の定着は、むしろ、日本の経済や文化が自然に相互交流を深めていることの証拠ではないでしょうか。

4. あなたは日本人？



世界銀行本部

世銀のような国際機関で働いていると、当然、様々な国の人に会いますが、「あなたは日本人ですか？」と聞かれることは稀です。こういう質問は、かなり親しくなってから聞くようです。というのも、国際機関では、職員の国籍の多様性を尊重するという一般的な要請があるなかで、個別職員の仕事は国籍よりも専門性を優先するという前提で進んでいるので、国籍を聞くことは専門性を軽視しているようにも取られかねないからです。

日本人と他の東洋人との見かけ上の違いも現在はほとんどないように思えるので、外見から判断しにくいようなときには、こういう質問は一層デリケートなものかもしれません。

ところで、「日本人」という場合、単に日本国籍を持った人を意味しているわけではないと思います。人種的に日本人でなくとも日本国籍を持てますし、片方の親が日本人であれば国籍はなくとも日本人というでしょう。外国人で日本語が上手な人について、「あの人は日本人より日本的」といったりします。「日本的な人」とは、日本文化を良く理解できる人と解釈しても良いのかもしれませんが。要するに、「日本人」という言葉は、国籍（パスポート）だけではなく、「人種・血縁」「言語」「共通の文化的・歴史的体験」など様々な角度から考えられる概念ですが、ほとんどの「日本人」は、そういう概念の一つ一つを区別する必要もなく、四季の自然の美しさに富んだ平和な日本列島に住んでいて、普段は「日本人」という本来多様な概念を深く考えずに生きていくことができるのだと思います。あるいは、そういう問題は考えたくないのかもしれませんが。

逆に、世界の中では、国籍と人種と言語が概ね一致して成り立っている国はほとんどありません。英語は、英国、米国、カナダ、オーストラリアなど多数の国のほか、多くのアフリカの国やインドやシンガポールでも公用語になっていますし、フランス語もドイツ語も中国語も様々な国で話されています。一国内で多数の言語が話されている国も数多くあります。また、インド人という人種の人には英国などヨーロッパにも多数住んでいますし、アフリカにも住んでいます。例えば、世銀の幹部にはインド系の人何人もいますが、彼らは必ずしもすべてインド出身ではなく、アフリカ出身の人もあります。特に、世銀のような国際機関の職員は、「国籍」でも「人種」でも「言語」でも多様な人材で構成され、複雑な国際社会を反映しています。

人間の国籍はともかく、経済活動の根本をなす企業の「国籍」は、もっと複雑になりつつあります。ある企業について、それがどの国の法律に基づいて設立されたか、どの国に本社があるのか、どの国の人や会社が主要な株主となっているのか、どの国の人が経営のトップに立っているのか、どの国の人が従業員として一番多いのか、どの国で一番大きな売上や利益をあげるなどの重要な活動をしているのか、など、企業の「国籍」は様々な物差で考えなければならなくなっています。世界の大きな金融機関は、だんだん「国籍」があいまいになっている企業の最先端にあるのではない

でしょうか。企業と投資家とを結びつける金融・資本市場も、国境を簡単に乗り越えて世界的な統合を進めているように思えます。そのような世界の流れのなかで、日本の「国」として、預金者や投資家を保護し、市場の信認を確保する仕組みを考えて作ったり、実施していく努力をしている金融庁の仕事がいかに重要であるかを感じております。

「あなたは日本人？」という質問を頻繁に受けるわけではありませんが、世銀で仕事をしていると、急速に統合が進んでいる世界経済や金融・資本市場の縮図に接しているような気がしている毎日です。

【金融ここが聞きたい！】

※ このコーナーは、大臣の記者会見における質疑・応答（Q&A）などの中から、時々旬な情報をセレクトしてお届けするものです。もっとたくさんご覧になりたい方は、是非、金融庁ホームページの[「記者会見概要」](#)のコーナーにアクセスしてください。

Q： 金融担当大臣任命にあたり、小泉総理から3つのテーマを与えられたそうですが、それぞれどのように取り組みたいと考えていますか？

A： 小泉総理から3つの点に留意して金融行政にあたって欲しいというお話がございました。

1つ目は、「金融再生プログラム」に基づいて不良債権問題を終結し、ペイオフ解禁拡大を予定通り実施をしていく、そのための金融システムの改革にしっかり取り組んで欲しいということでもあります。

2つ目は、地域経済の活性化や、中小企業の再生という問題が大変大きな経済構造改革の課題にもなっているわけです。こうしたことを実現していくためにも金融面から、特に地域や中小企業の金融の円滑化ということは非常に重要でありますので、こうした取り組みもしっかりやって欲しいということでありました。

3つ目は、国際的にもレベルの高い最高の水準の金融機能を利用者のニーズに対応して提供できるような金融行政を行って欲しいということでした。こうしたことを踏まえて利用者の方々の利便性を向上し、利用者の方々のニーズに応えられるような金融システムを構築すると共に金融システムの安定強化に向けての施策ということも今まで以上にしっかりと対応しながら経済構造改革を強固に支える金融システムというものを構築していきたいと思っております。

Q： 今後、金融行政において、どのように伊藤大臣の個性を発揮したいと考えていますか？

A： これから私共と致しましては、ポスト「金融再生プログラム」作り、つまり「金融重点強化プログラム（仮称）」を作成する予定になっております。この中で、金融システムの安定・強化と多様な金融機能、或いは高度な金融機能というものを利用者のニーズに対応した形で提供をしていく、そういう方向性を持ちながら、金融行政を展開していくためのプログラムをまとめさせていただきたいと思っております。このことが、構造改革を支える強固な金融システムを築き上げていくということに繋がっていかねばいけませんので、そうした目的に向かって邁進をしていきたいと思っております。更に今、経済構造改革の中で、やはり地域の活性化、或いは中小企業の再生というものは極めて重要な課題でもあります。私は今まで経済産業政策でありますとか中小企業政策にも取り組んでまいりました。金融と、そして産業政策、中小企業政策がより以上に連携をして、そして今お話をさせていただいた課題に具体的に答えていけるような、そういう展開をしていかねばいけないと思っております。地域の中にも中小企業においても、潜在的に素晴らしい力があります。また、失ってはいけない価値というものもたくさんあります。そうしたものを引き出していき、そうした価値を磨き上げていく、そのために金融行政としてやるべきことがあるならば、それに対してしっかり答えていきたいと思っております。

(平成16年9月27日(月)初閣議後記者会見 抜粋)

Q： 来年4月のペイオフ実施に向けた方針について、聞かせてください。

A： ペイオフの問題については予定通り実施をさせていただきたいと思っております。これは預金者の方々の選択を通じて金融機関の経営者の皆様方が一層経営改革の努力をしていただく、そのことが金融システム全体の効率化を高めていくという観点から、予定通りの実施をさせていただきたいと考えているところであります。これに向けて今「金融再生プログラム」或いは「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」の諸施策を展開させていただいているところでございますので、私どもとしてはこうした諸施策のフォローアップをしっかりとやりながらペイオフの解禁拡大を向かえていきたいと思っております。

(平成16年10月1日(金) 閣議後記者会見 抜粋)

【金融便利帳】

※ このコーナーは、とかく専門的でわかりにくい金融に関する用語や様々な疑問について、わかりやすく解説するものです。

今月のキーワードは「**初等中等教育段階における金融経済教育**」です。

「初等中等教育段階における金融経済教育」

➤ 近年の金融経済環境の変化の中で、国民が、様々な金融商品・サービスなどの内容を十分理解した上で、自らの判断と責任で主体的に選択するためには、金融の仕組みや取引ルールなどの知識・理解を深めることが求められています。

このような観点から、**金融庁としては、早い段階から児童・生徒に、金融の仕組みや働きなどについて基礎的な知識が得られるようにするとともに、自分たちの身近な生活における金融との結び付きを理解してもらうことや、金融取引による被害にあわないようにするためにも、特に、初等中等教育段階における金融経済教育を推進することが大変重要であると考えています。**

➤ 金融経済教育とは、以下のような事項に関する授業のことをいいます。

- ① 小学校： 地域の人々の生産や販売、我が国の産業の様子、産業と国民生活との関連など（**社会科**）
金銭の使い方など（**家庭科**）
金銭を大切にする、働くことの意義など（**道徳**）
金融や経済、消費などに関する体験的・問題解決的な学習体験（**総合的な学習の時間**）
- ② 中学校： 経済活動の意義、市場経済の基本的な考え方、生産の仕組みのあらまし、金融の働き、社会における企業の役割と社会的責任、消費者の保護など（**社会科**）
販売方法の特徴や消費者保護、生活に必要なサービスの適切な選択など（**技術・家庭科**）
勤労の尊さや意義など（**道徳**）
金融や経済、消費などに関する体験的・問題解決的な学習活動（**総合的な学習の時間**）
- ③ 高等学校： 企業の働き、金融機関の働き、個人と企業の経済活動における社会的責任など（**現代社会**）
国民経済における家計、企業・政府の役割、市場経済の機能、資金の循環と金融機関の働き、経済活動の在り方、為替相場の仕組み、消費者問題と消費者保護など（**政治・経済**）
社会の変化と消費生活、消費者の権利と責任（契約、消費者信用）、家庭の経済生活など（**家庭科**）
金融や経済、消費などに関する体験的・問題解決的な学習活動（**総合的な学習の時間**） **金融経済教育について**

なお、今後は、①中学生・高校生向け副教材の改訂及びホームページへの掲載、②同副教材を全国の中学・高校へ配布（1.8万部）、③高校卒業生向けパンフレットの作成及びホームページへの掲載を予定しています。

【お知らせ】

○ 大臣・副大臣・政務官への質問募集中

本号では休載させていただきましたが、アクセスFSAでは、読者の皆様から寄せられた金融を巡る大臣・副大臣・政務官へのご質問に、大臣・副大臣・政務官が直接お答えする【**大臣に質問!**】、【**副大臣に質問!**】【**政務官に質問!**】のコーナーを設けております。「金融庁のやっている金融行政って、よくわからないんだけど、大臣・副大臣・政務官にこんなことを、是非、直接聞いてみたい!」というご質問がございましたら、金融庁ホームページの「**ご意見箱**」にお寄せください。その際、ご意見箱の**件名**の欄には、必ず「**大臣に質問**」「**副大臣に質問**」「**政務官に質問**」とご記入ください。また、**本文**の欄にご質問の内容をご記入下さい。ご意見箱のコーナーには、「45 行以内」とありますが、「大臣に質問」、「副大臣に質問」、「政務官に質問」の場合には、ご質問の趣旨を明確にさせていただくために、恐縮ですが **100 字以内**に収めていただきますようお願いいたします。お寄せいただきましたご質問の中から 1 問選定させていただきます。「アクセスFSA」において大臣・副大臣・政務官の回答を掲載させていただきます。大臣・副大臣・政務官へのご質問がございました方は、[「ご意見箱」](#) へどうぞ。また、[「大臣・副大臣・政務官への質問募集中」](#)にもアクセスしてみてください。

○ 新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

金融庁ホームページでは、**新着情報メール配信サービス**を行っております。皆様のメールアドレス等を予めご登録いただきますと、毎月発行される「アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を 1 日 1 回、電子メールでご案内いたします。ご登録をご希望の方は、[「新着情報メール配信サービス」](#)へどうぞ。

○ 「金融庁 電子申請・届出システム」ご利用のお願い

トピックス「[電子政府利用促進への取組みについて](#)」にも掲載しましたが、現在、政府は電子政府の構築について推進しています。

金融庁においても、1 年 365 日 24 時間受付可能な「金融庁 電子申請・届出システム」を運用しており、パソコン等において作成した申請書類を、電子データのまま、職場等からインターネットを利用して申請・届出することができます。現在、当庁が扱う 1,398 手続について、このシステムによる利用が可能です。

日常的・定例的に発生する申請・届出に「金融庁 電子申請・届出システム」を利用していただくことは、申請・届出をされる皆様にとっては利便性の向上、行政当局側にとっては事務の効率化に資するという相互のメリットがあります。システムの積極的なご利用をお願いします。

※ 金融庁の電子政府「金融庁 電子申請・届出システム」について、詳しくは金融庁ホームページの[「電子申請・届出システム」](#)にアクセスしてください。

【9月の主な報道発表等】

- 3日(金) [アクセス](#) ・ タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出について（追加要請その25）
・ オーストラリア証券投資委員会との証券分野の情報交換取極の署名等について
- 6日(月) [アクセス](#) ・ 検査情報受付窓口の設置
・ 金融審議会金融分科会特別部会開催
- 7日(火) [アクセス](#) ・ バンコ・イタウ・エッセ・アー（イタウ銀行）東京支店への銀行業の営業免許
- 10日(金) ・ 金融トラブル連絡調整協議会開催
- 16日(木) [アクセス](#) ・ 主要行における自己査定と検査結果の格差公表
[アクセス](#) ・ 「金融庁の1年（平成15事務年度版）」公表
- 17日(金) [アクセス](#) ・ キャンターフィッツジェラルド証券会社東京支店に対する行政処分
[アクセス](#) ・ シティバンク、エヌ・エイ在日支店に対する行政処分（銀行法関連）
[アクセス](#) ・ シティバンク、エヌ・エイ在日支店に対する行政処分（証券取引法関連）
[アクセス](#) ・ シービーアールイー・レジデンシャル・マネジメント株式会社に対する投資法人資産運用業の認可
- 22日(水) [アクセス](#) ・ エー・シー・イー・インターナショナル株式会社に対する行政処分（関東財務局）
- 24日(金) [アクセス](#) ・ 株式会社紀陽銀行に対する行政処分（近畿財務局）
[アクセス](#) ・ 株式会社UFJホールディングスの「経営の健全化のための計画」の変更計画の公表
- 28日(火) [アクセス](#) ・ 東京海上日動火災保険株式会社に係る合併の認可
[アクセス](#) ・ 株式会社西日本シティ銀行に係る合併の認可
・ 金融審議会金融分科会第一部会開催
- 29日(水) ・ 金融審議会金融分科会特別部会開催

※ [アクセス](#) マークのある項目につきましては、[アクセス](#) から公表された内容にアクセスできます。